

～安心で安全な水の供給を続けるために～ 令和7年7月から水道料金を改定します

問い合わせ
上下水道事業所
☎ 277-3241

水道事業は、料金収入による独立採算制で運営しており、水道施設や管路の維持・更新にかかる資金の確保が課題となっています。

広報たいし令和6年9月号から11月号では、経営の見通しや水道料金の改定の必要性などをお知らせするとともに、太子町行財政審議会の答申を受けて、令和7年7月以降の使用にかかる水道料金を定める条例改正案を令和6年第5回太子町議会定例会に提出し、可決されました（今回、下水道使用料の改定はありません）。

水道利用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、今後は、概ね5年ごとに事業費用と料金の見直しを検討し、経費の節減に努めて持続可能な事業運営を図ります。

生活に欠かせない水道水を、将来にわたり安定してお届けするために、水道事業へのご理解とご協力をお願いします。

水道料金表（1ヵ月分：税抜）

区 分	使用水量	改定前	改定後	改定額
基本料金	10m ³ まで	900 円	1,250 円	+ 350 円
従量（超過）料金 （1m ³ につき）	10m ³ を超え 30m ³ までの分	100 円	135 円	+ 35 円
	30m ³ を超え 50m ³ までの分	105 円	140 円	+ 35 円
	50m ³ を超え 80m ³ までの分	110 円	150 円	+ 40 円
	80m ³ を超える分	120 円	160 円	+ 40 円

1ヶ月あたり水道料金（使用水量 20m³）の計算例（税込）

【改定前】基本料金 900 円（10m³）＋従量（超過）料金 100 円×10m³＋消費税＝2,090 円

【改定後】基本料金 1,250 円（10m³）＋従量（超過）料金 135 円×10m³＋消費税＝2,860 円

【増加額】2,860 円－2,090 円＝770 円

2ヶ月あたり料金（水道料金と下水道使用料の合計額）の比較例（税込）

単身世帯 2ヵ月 15m ³ 使用の場合 ※基本料金2ヵ月分	改定前 合計 4,884 円 水道 1,980 円 下水道 2,904 円	 + 770 円	改定後 合計 5,654 円 水道 2,750 円 下水道 2,904 円
2～3人家族 2ヵ月 40m ³ 使用の場合	改定前 合計 10,384 円 水道 4,180 円 下水道 6,204 円	 + 1,540 円	改定後 合計 11,924 円 水道 5,720 円 下水道 6,204 円
4～5人家族 2ヵ月 60m ³ 使用の場合	改定前 合計 15,884 円 水道 6,380 円 下水道 9,504 円	 + 2,310 円	改定後 合計 18,194 円 水道 8,690 円 下水道 9,504 円

改定前後の料金の取り扱い

太田・龍田地区（偶数月検針）は、8月検針分（6月・7月使用分）より、斑鳩・石海地区（奇数月検針）は、9月検針分（7月・8月使用分）より改定後の料金を適用します。

※太田・龍田地区における6月使用分は、改定前の料金で計算します。